

討論記録

泉佐野市市史編纂室 烏野茂治

多仁照廣氏の報告に引き続いて、質疑応答に移った。

デジタル画像のシステムについては、関西学院学院史資料室・山本氏、神奈川県寒川町史編さん課・高木氏、(財)西日本文化協会福岡県地域史研究所・河野氏から質問があった。

まず、山本氏より、電子媒体は技術の進歩に伴い標準仕様の変化が予想されるが、デジタル画像情報の保存について、今回報告された画像処理システムの、方法や保存媒体の選択には何か基準があるのかとの質問がなされた。

報告者より、現時点での方法、保存媒体の選択は活用における利便性をもとにしているもので、媒体の選択と将来的な保存・活用の見通しについては、開発者頼みが正直な心情であると回答した。さらに、現在使っている高画質デジタルカメラ使用のシステムについても、OSソフトが変わったために周辺機器の半分が利用できなくなった実例を示し、ソフトや機器の開発により、従来の使っていたものが使えなくなる可能性は十分あると述べた。もし、それを回避する方法があるのであれば、多くのユーザー側から現在標準仕様している媒体を今後長期的に利用・保存していけるよう開発側に訴えていくことではないかとの意見を提示をした。

高木氏からは、画像情報の保存形式について、拡張子にテキストファイルとしてTIFFを採用している積極的な理由があれば教えて欲しいとの質問がなされた。

報告者より、画像処理ソフト(Adobe Photoshop 4.0J)がTIFFを採用しているため積極的理由はないとの回答がなされた。また、圧縮(CD焼付け)の場合はJPEGを用いているが、これも積極的に変更しているわけではなく、焼付けの際、自動的になるためであることを補

足された。

さらに、河野氏からは、今回報告されたデジタル画像処理システムについて、文書複製法の主流であるマイクロカメラ撮影と比較した場合、撮影の状況がその場で確認できる点は実用面で高く評価できるのではないかと述べた後、具体的な利用を考えた場合、①デジタルカメラはどれくらいのレベルのものがよいか、②MOおよび保存用のCD-Rにどのくらい画像が入るのか、③現在使われているマシンはMacintoshだが、史料保存機関が現在導入している可能性が高いDos-V系のマシンを使ってwindows上で行う場合、何か支障があるか、さらに④どのくらいの予算が必要かの4点について質問がなされた。

報告者より、①については、現在使っているカメラは1,200,000画素で、レンズ交換のできるもので、紹介した機種以外は試したことがないが、画素レベルは落とさない方がよいのではとの返答をされた。さらに、その他であれば8mmデジタルカメラがよいのではないかと補足された。②については、取り入れる画素数によって容量は変わってくるが、1,200,000画素であれば、1画像あたり3.67MB、圧縮して1.3MBなので、640MBのMOなら、圧縮で約500コマは入るとの回答をされた。③については、windows上でも画像処理は充分対応できるだろうが、立ち上げ等指示後の動きが遅いことが使用上の問題点になるのでは、④については、上記程度の画素のカメラだとかなり高額(定価で100万以上)になるが、システムだけでマイクロカメラと比較するのではなく、画像複製化部分を含めた全体でのコストで検討されてはどうかと述べた。

デジタル画像処理システムでの現地調査方法については、東京大学人文社会系研究科・富善氏より、実際に導入した場合、調査のグループの人間が現地で行うべき作業領域についての質

問があった。

報告者より、具体的な調査作業を例に返答された。調査は学生が直接出向いて行っているが、現地では目録は採らず、文書番号を確定し、その番号をターゲットで入れて撮影だけを行う。撮影だけであれば、所蔵者宅での作業は短期間ですみ、目録化作業については、現像・焼付けを待たずに、撮影後迅速に対応でき、さらに分業化もできる。また、デジタルカメラであれば、石造遺物や景観等も入力できるので、文書群に関連した情報を一括して管理できる可能性も示唆された。

デジタル画像情報の具体的な利用についての展望には、まず検索方法と分類化について、群馬大学教育学部・所澤氏、大分県公文書館・伊瀬知氏より質問があった。

所澤氏からは、多仁氏の報告の中に検索について触れられていなかったが、デジタル画像情報の個々に対して、何らかの検索項目が付けられているのか、また、所澤氏自身が台湾総督府の資料整理に係わっており、そこでの調査資料の一部をCD-ROMで画像情報化して、検索項目を付け目録化していること、将来的な展望としてインターネット等による公文書の画像情報としての公開が考えられている中、全国の公文書館で共通した検索項目があれば、全史料協なりで、それを基準とした一括管理のホームページづくりもできるのではと個人的に考えている点を踏まえ、デジタル画像に対する検索情報の標準化についてどう考えをもたれているのかという質問があった。

報告者より、まず本報告で検索の問題は抜いていることを断った上で、多仁氏が調査対象としている地域（福井県敦賀市）に限った形であれば、大字ごとで7桁に番号化された郵便番号を利用していきたいと考えていると返答された。さらに、郵便番号が7桁化を利用するのであれば、ネットワークする場合の検索項目の標準化を地域ベースで考えるのであれば、環境としてよくなったのではと思うが、全国という範囲で地域ベースがそのまま活かされるかどうかという点では答えかねると補足された。

伊瀬知氏からは、地域を検索項目とするという考え方について、その中に地租であるとか社寺であるとかの内容的な分類は考えてられるのかとの質問がなされた。

報告者より、現状として自分自身が作っている目録は編年目録だけで分類は行っておらず、以降も内容的な分類項目を加味する予定はないとの返答をされた。さらに、分類論については、現状として標準化は難しいのではないのかとの考えを示された。

神奈川県大和市情報資料室・鈴木氏からは、多仁氏がむすびで述べた、デジタル化によって市民の需要を喚起すること、またそのためには基本的な記録管理の法制化が必要だという点について質問があった。その内容は、まず、神奈川県では文書取扱規程を改正して歴史資料の保存に取り組んでいる自治体が複数あるが、個人情報については、この中にはなかなか収集対象にすらあがってこないという現状と、近世史研究の場合、年貢の小割帳等個人情報のものが地域の歴史を語るのに重要な役割を果たす場合が多く、これは近代・現代史の研究においても共通するものであろうをから、個人の情報を公的機関が取扱う必要性と、その方法としては個人名をふせ、データ化して利用させる方法や、原則非公開の期間を定めるなどを私見として見解を示された後、個人情報の取扱について、報告の最後にあった多仁氏が係わる税務大学の租税資料室という、租税資料など個人記録を数多く管理している所での事例も踏まえて、考えを聞かせてもらいたいとのことであった。

報告者より、税務大学の租税資料室では、国税庁以前（1949年以前）のものを公開の対象にしているが、以降のものについては管理規程を現在作成中であるという事例をまず示された。さらに、管理規程作成作業の過程で、中央省庁では情報公開法が未制定ということもあってどこまでどういう風に開示してよいか現在検討中であるという状況であるから、自ずと参考にしているのは地方自治体の閲覧規程であり、地方自治体の方が先進的であることが明確になってきた点、中央省庁と関連のある資料につい

ては、外務省では30年公開原則に則っているが、国立国会図書館で大蔵省関係の資料があるが、わずかであり、地方の公文書館でも中央省庁と関連のある資料については原則として公開の対象にならない点を補足し、私見であることを断った上、中央省庁の資料については、ソフト面では公文書館法が図書館法のように改正、ハー

ド面では各省庁に公文書館の分館を置くこと、つまり各省庁が各々の資料の管理ができる形を整えることができれば、個人情報を含む中央省庁の資料の取扱は具体化されると思うと返答をされた。

以上の議論がなされた後、時間の制約もあり閉会となった。

